

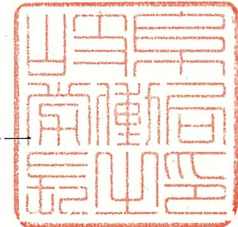
岐阜地方最低賃金審議会の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

岐阜労働局一般公示第6号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項の規定に基づき、岐阜県最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、岐阜県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む）は、下記「岐阜地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ使用者を代表する委員又は労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年7月1日

岐阜労働局長 原田 浩一



記

岐阜地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、岐阜労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、岐阜労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦書には内諾書及び履歴書を添付して提出すること。（提出方法は、推薦書等を持参又は郵送とする。）

(2) 推薦締切日

令和7年7月22日

(3) 推薦書の提出先

岐阜労働局労働基準部賃金室（岐阜市金竜町五丁目13番地）